

令和7(2025)年度地方税制改正の概要(県税関係)

税目等	改正の概要												
個人住民税	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 [令和 8(2026)年 1 月 1 日施行] ○ 個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講じる。												
	改正内容	個人住民税 (令和 7 年分所得に係る令和 8 年度分から適用)											
	①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応 改正前:55 万円 → 改正後:65 万円											
	②基礎控除の見直し	改正なし(最高 43 万円) 改正前:最高 48 万円 → 改正後:最高 95 万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例:給与収入 850 万円相当超の場合は 58 万円)											
	③大学生年代の子等(特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応 ① 現行「103 万円まで」の子等の給与収入について、「150 万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150 万円～188 万円」の場合、控除額に段階を設けて控除											
	④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応 改正前:48 万円 → 改正後:58 万円											
非課税ライン(単身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td> <td>45 万円 (変更なし)</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55 万円</td> <td>65 万円 (+10 万円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100 万円</td> <td>110 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)地方税独自の非課税限度額が適用</p>		改正前	改正後	基本額等	45 万円 (変更なし)	45 万円	給与所得控除	55 万円	65 万円 (+10 万円)	計	100 万円	110 万円
	改正前	改正後											
基本額等	45 万円 (変更なし)	45 万円											
給与所得控除	55 万円	65 万円 (+10 万円)											
計	100 万円	110 万円											
法人住民税 法人事業税	企業版ふるさと納税の延長 [令和 7(2025)年 4 月 1 日施行] ○ 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果を維持した上、適用期限を 3 年延長する。												
不動産取得税	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長 [令和 7(2025)年 4 月 1 日施行] ○ 災害ハザードエリアからの移転によって取得した住宅・施設又はその用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年延長する。												
県たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し [令和 8(2026)年 4 月 1 日施行] ○ 加熱式たばこの課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする(令和 8(2026)年 4 月 1 日と令和 8(2026)年 10 月 1 日の 2 段階で実施)。 ① 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法(1 本当たりの重量が 0.35g 未満の場合、加熱式たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算) ② 上記①以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2g をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法(品目ごとの 1 個当たりの重量が 4g 未満の場合、加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこ 20 本に換算)												
自動車税 環境性能割	先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長 [令和 7(2025)年 4 月 1 日施行] ○ 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年延長する。												
納税環境整備	地方税関係通知に係る eLTAX 経由での送付 [令和 9(2027)年 4 月 1 日施行] ○ 地方税関係通知(自動車税種別割の納税通知書等)について、納税者等の申出がある場合、当該通知により納税者等に通知した事項を eLTAX を経由して電子的に提供することを可能とする。 (注)令和 9(2027)年 4 月 1 日～:法人分に適用 令和 10(2028)年 4 月 1 日～:個人分に適用												